

2023 (令和5) 年度 JEES 留学生奨学金 (修学) 募集要項

概要

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という）では、奨学金事業充実のため、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を奨学金の運営に供している。これにより、「2023 (令和5) 年度 JEES 留学生奨学金 (修学)」の奨学生を下記により募集する。

目的

本奨学金は、日本の大学（大学院を含む）に在籍する、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

募集人数

学内推薦者2名（全国で90名程度採用予定）

月額および期間

月額40,000円（2023年4月より最長2年間）

ただし、推薦を受ける大学（以下「大学」という）での在籍期間中に限る。

本奨学金は、大学を通じて支給する。

資格

下記の項目に全て該当する者とする。

- 2023年4月現在において正規生として、3～7学期に在籍している、私費外国人留学生。また、在留資格は「留学」であること。 **※2023年度春入学生は応募できません。**
- 採用された場合の受給期間が2023年4月より1学年相当以上あるもの。
- 学業成績優秀者（前年度の成績評価係数2.60以上）

〔成績評価係数の計算方法〕

$$\frac{(\text{「秀」} \times 3) + (\text{「優」} \times 2) + (\text{「良」} \times 1)}{\text{総登録単位数 (秀 + 優 + 良 + 可 + 不)}}$$

- 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給月額合計が年額600,000円以下（月額50,000円相当）である者。【貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除は除く】
- ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれら活動への意欲のある者。
- 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- 令和5年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

提出書類

※必要書類は学生サポート課で配布しています

希望者は下記の書類を **5月26日(金) 17:00 までに** 学生証を持って(本人確認のため)、学生サポート課窓口に出してください。※本人以外の提出は認めません。

書類に不備がある場合は選考をしませんので注意してください。

- 1) 願書 3 ページ
- 2) 写真 (縦4cm×横3cm) 1枚 ※願書には貼らずに持ってきてください。
- 3) 在留カードのコピー (A4 サイズ、表裏どちらも) 1枚

学内推薦者決定後、下記の書類を提出してください。

- 4) アドバイザー作成の推薦理由書 1部

選考

成績評価係数、生活・学習態度を基準に学生委員会で推薦者を決定します。

学内選考結果は5月下旬頃～6月上旬頃、掲示にて発表します。

交付決定

選考結果通知は2023年8月中に大学に対し通知が送付されます。

受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、成績証明書と共に、所定の書式により在籍校を通じて理事長へ提出すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の書式により在籍校を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、奨学金受給時の在籍課程卒業時に所定の書式により在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (4) 受給者は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答すること。

注意事項

- (1) 受給者は、原則として、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が在籍校を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。
- (3) 受給者が次の①から④のいずれかに該当した場合は、本奨学金の支給を終了する。
 - ①在籍校を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年した場合。
 - ②本奨学金受給生の義務を怠った場合。
 - ③募集・推薦の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④その他、受給生として相応しくないと判断された場合。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として、辞退することはできない。

2023 (令和5) 年5月23日(火)

長崎外国語大学 学生サポート課